

論点 1 国法と自治立法の関係について（討議資料）

道州制下において地方が担う事務に関しては、現在国法に定められている事項についても、できる限り自治立法に委ね、国法に規定する事項は最小限度の基本的な事項に限るべきである。

道州制下の国法に規定する事項についての考え方としては次のようなものがある。

国と地方の役割分担に関する規定のうち最小限必要な部分については国法に規定する。

例)市町村は区域内の学齢児童生徒を就学させるに必要な小中学校を設置（学校教育法 29、40）といった事項に相当するものについて国法に規定するという考え方など

地方が執行する事務の内容、体制の整備、当該事務に関連する義務付けや罰則などに関する規定のうち、国法に規定しなければ国本来の役割を果たすことができない次のようなものについては、国法に規定する。

なお、これらの場合においても、道州間の自主的な調整が可能なものについては、国法に規定すべきでないという考え方もある。

ア 憲法の規定を具体化するなど国家としての基本理念を明らかにするための規定

例)国民はひとしく能力に応じた教育を受ける機会を与えられること、公立学校における義務教育については授業料を徴収しないこと（教育基本法 4、5）といった事項に相当するものについて国法に規定するという考え方など

イ 国家としての国際的な責務を果たすための規定

例)排水基準に適合しない排出水の排出禁止（水質汚濁防止法 12）といった事項に相当するものについて国法に規定するという考え方など

ウ 国民の生命身体（財産）の安全を確保するため国家として必要な規定

例)有害物質の排出等により人の生命又は身体を害したときの損害賠償に関する無過失責任（水質汚濁防止法 19）といった事項に相当するものについて国法に規定するという考え方など

エ 施策の性質上、全国的な連続性又は統一性を確保する必要があるための規定

例)車両の幅等の最高限度は、幅 2.5m、総重量(原則) 20t、高さ(原則) 3.8m、長さ 12m(車両制限令 3)といった事項に相当するものについて国法に規定するという考え方など

オ その他

上記の国法の規定を性格別に分類すると、次のような類型を考えるとができ、その類型に応じて自治立法による上書き(上乘せ、横出し、緩和)を可能な限り認めるべきである。

ア 全国的に一律の事項(水準)を定めるもの(自治立法による上書き不可)

例)小中学校の修業年限(学校教育法 19、37)といった事項に相当するものを全国一律の基準として国法に規定するという考え方など

イ 確保すべき最低限度の事項(水準)を定めるもの(自治立法による上乘せ、横出しが可能)

例)小学校の教育課程は国語・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育の各教科と道徳・特別活動・総合的な学習の時間によって編成すること(学校教育法施行規則 24)といった事項に相当するものを義務教育で最低限扱うべき内容として国法に規定するという考え方など

ウ 全国の標準となる事項(水準)を定めるもの(自治立法による上乘せ、横出し、緩和が可能)

例)排出水の排出禁止に係る汚染状態の許容限度(排水基準を定める省令 1)といった内容に相当するものを標準として国法に規定するという考え方など

エ その他